

大阪市胃内視鏡検診運営会議開催要綱

（目的）

第1条 本市が市民を対象として実施する胃がん検診において、胃内視鏡検診の円滑な運営を図るため、検診の精度を統一的に保つための適切な管理体制等について外部の有識者の意見を聴取する大阪市胃内視鏡検診運営会議（以下「会議」という。）を開催する。

（会議の委員）

第2条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者のうちから局長が委嘱する。

（座長）

第3条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

（開催期間）

第4条 会議の開催期間は、施行日から令和8年3月31日までとする。

附則

この要綱は、令和5年6月6日から施行する。